

2023年11月29日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（法律番号79）が、段階的に施行され、そのうち「書面交付の原則デジタル化」（「書面交付義務」から「情報の提供等」に抜本的に見直し）に関する金融商品取引法の改正条文は2025年4月1日に施行されました。

併せて「金融商品取引業等に関する内閣府令」および日本証券業協会の関連諸規則も改正され、同じ2025年4月1日に施行されました。

この改正に伴い『特別会員証券外務員一種対策問題集』を、次のように訂正します。

【第2章 金融商品取引法】

● p.12【問題19】の問題文を差し替え

金融商品取引業者等は、商品関連市場デリバティブ取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ顧客に対し、商品関連市場デリバティブ取引契約の概要等に係る事項に係る情報を提供しなければならない。

● p.12【問題21】の問題文を差し替え

金融商品取引業者等が、金融商品取引契約を締結しようとするときは、顧客に対し、必ず契約締結前の情報の提供を行わなければならない。

● p.13【問題19】の解説文を差し替え

なお、商品関連市場デリバティブ取引も金融商品取引法上の有価証券に該当し、契約締結前の情報の提供義務がある。

● p.13【問題21】の解説文を差し替え

過去1年以内に同種の内容の金融商品取引契約について契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行っている場合など、契約締結前の情報の提供の適用除外とされるケースもある。また、特定投資家には、情報の提供義務はない。

● p.14【問題24】の問題文を差し替え

金融商品取引業者等が、特定投資家との間で取引を行う場合は、契約締結前の情報の提供義務等に加え、損失補填の禁止等の行為規制が適用除外となる。

● p.14【問題27】の問題文を差し替え

金融商品取引業者等は、最良執行方針等を定め、公表し、これに従って注文を執行しなければならないが、最良執行方針等に係る情報を提供する必要はない。

● p.15【問題24】の解説文を差し替え

特定投資家に対しては、契約締結前の情報の提供義務は適用除外されるが、損失補填等の禁止等、市場の公正確保を目的とする行為規制は適用除外されない。

● p.15【問題27】の解説文を差し替え

金融商品取引業者等は、最良執行方針等を定め、公表し、情報を提供し、注文を執行しなければならない。

● p.29【問題84】の解説文に次の文章を追加

なお、一定の要件を満たす場合、当該目論見書の交付に代えて、目論見書の記載事項を電磁的方法により提供できる。

【第4章 協会定款・諸規則】

● p.55【問題23】に以下の解説文を追加

なお、照合通知書の交付等に代えて、電磁的方法により提供できる。

● p.55【問題29】の解説文の最後に下記文章を追加

なお、協会員は、契約締結時等交付書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は契約締結時等交付書面の交付等を行ったものとみなされる。

● p.65【問題69】の解説文を差し替え

なお、協会員は、約款に記載すべき事項について、電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は約款の交付等を行ったものとみなされる。また、顧客との外国証券の取引は、公開買付けに対する売付けを取り次ぐ場合を除き、約款の条項に従って行わなければならない。

● p.71【問題79】のハに下記の解説文を追加

なお、協会員は、確認書の徴求に代えて電磁的方法により提供を受けることができる。

【第8章 CP等短期有価証券業務】

● p.151【問題12】の解説文の最後に下記文章を追加

なお、約款の交付に代えて電磁的方法により提供することができる。

【模擬想定問題 1】

● p.205問5のハの問題文を差し替え

金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときには、顧客に対し、契約後遅滞なく、金融商品取引契約に関する事項その他の内閣府令Cで定める事項に係る情報を提供しなければならない。

● p.218問5のハの解説文を差し替え

金融商品取引契約を締結しようとするときには、あらかじめ、金融商品取引契約に関する事項その他の内閣府令で定める事項に係る情報を提供しなければならない。

● p.219問13のイの解説文の最後に下記文書を追加

なお、有価証券の寄託の受入れ等に関する規則に定める顧客への書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなされる。

● p.219問15の口の解説文の最後に下記文章を追加

約款の交付に代えて、記載すべき事項について、電磁的方法により提供することができる。

【模擬想定問題 2】

● p.226問6の口の問題文を差し替え

金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ顧客（特定投資家を除く）に対して、金融商品取引契約に関する事項その他の内閣府令で定める事項に係る情報を提供しなければならない。

● p.238問6の口の解説文を差し替え

問題文は、契約締結前の情報の提供義務の記述である。

● p.238問12の口に下記の解説文を追加

なお、協会員は、注意喚起文書の交付に代えて、電磁的方法により提供することができる。また、契約締結前1年以内に同種の有価証券の販売に係る注意喚起文書を交付している場合及び目論見書の交付を受けないことについて同意している場合は、この限りではない。

● p.238問12のハに下記の解説文を追加

なお、協会員は、確認書の徴求に代えて電磁的方法により提供を受けることができる。

以上